

2021年3月11日

各 位

会 社 名 フリージア・マクロス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 奥山 一寸法師  
(コード：6343、東証第二部)  
問合せ先 会計責任者 浅井 賢司  
(TEL. 03-6635-1833)

**日邦産業株式会社の買収防衛策に基づく新株予約権の  
新株予約権無償割当て差止仮処分申立てに関するお知らせ**

フリージア・マクロス株式会社（以下「当社」といいます。）は本日、日邦産業株式会社（以下「対象者」といいます。）を相手方として、当社が2020年6月24日開催の第69期定時株主総会において継続している「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「買収防衛策プラン」といいます。）に基づき2021年3月31日を基準日（以下「基準日」といいます。）として、同日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、当社及び対象者が指定した先は行使ができないとの行使条件を付した上で、新たに払込をさせないで対象者株式1株に対し1個の割合で新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を割り当てるため、本新株予約権の無償割当てを仮に差止めるため仮処分命令の申立てを行いましたのでお知らせいたします。

1. 提起を行った理由

対象者の本買収防衛プランは、以下の理由等により、無効であると考えため。

- 本買収防衛プランの導入は、当社が対象者の株式を一定程度取得した後に有事導入されたものであること
- 本買収防衛プランは、現経営陣の保身を目的としたものであり、株主共同の利益を図るものではないこと
- 本買収防衛プランと同様の防衛プランを、対象者は、一旦2009年5月15日付けで廃止したにも拘わらず、当社の対象者株式の買付けの直後に再導入していること
- 本買収防衛プランによる差別的条件付きの新株予約権の無償割当てが、内容的に大規模買付者の経済的価値を第三者に移転する効果があるにも関わらず取締役会での決議により行い得ること
- 仮に本買収防衛プランを前提にしても、当社は今回の対象者株式に対する公開買付により、対象者の支配権を獲得することを目的としていないため、買収防衛策を発動させる必要性がないこと

2. 訴訟の相手方の名称等

- (1) 訴訟の相手方 日邦産業株式会社  
(2) 住所 愛知県名古屋市中区錦一丁目10番1号

以上